

厚生労働省北海道労働局発表  
令和5年11月1日

担 当	厚生労働省北海道労働局 雇用環境・均等部企画課 企画課長 加藤 孝 課長補佐 工藤 真史 電話 011-709-2311 (内線 3575)
--------	--

## 第10回北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会を開催します

北海道労働局（局長 みとみ のりえ 三富 則江）は、中小企業等における働き方改革等が円滑に進むよう、働き方改革に係る実情、施策の内容について共有を行うとともに、協議会の活動事項である、中小企業・小規模事業者への支援策等について、各構成員の取組事項をまとめ、その後の一層の取組にむけた意見交換を行うため、協議会を次のとおり開催することといたしましたのでお知らせします。

### 記

1 日時 令和5年11月9日（木）14:00～15:30

2 場所 札幌市北区北8条西2丁目1-1  
札幌第一合同庁舎 10階共用会議室

### 3 議題

- （1）北海道における働き方改革の状況について
- （2）関係法令・制度に係る施策について
- （3）北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会活動事項に係る取組について
- （4）北海道働き方改革推進支援センターの活動状況について
- （5）意見交換

4 設置要綱・構成員 別紙のとおり

### 5 取材・傍聴

取材・傍聴を希望される場合は、11月7日（火）までに、別添「協議会取材・傍聴申込書」によりメール（[01kokin@mhlw.go.jp](mailto:01kokin@mhlw.go.jp)）によりお申し込みください。

北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会構成員一覧（R.5.11.1現在）

区分	名称	構成員	備考
行政	北海道	知事 鈴木 直道	
	札幌市	市長 秋元 克広	
	経済産業省 北海道経済産業局	局長 岩永 正嗣	
	厚生労働省 北海道労働局	局長 三富 則江	
使用者団体	北海道経済連合会	会長 藤井 裕	
	一般社団法人 北海道商工会議所連合会	会頭 岩田 圭剛	
	北海道商工会連合会	会長 宮崎 高志	
	北海道中小企業団体中央会	会長 尾池 一仁	
労働団体	日本労働組合総連合会 北海道連合会	会長 須間 等	
金融機関	株式会社北洋銀行	取締役頭取 安田 光春	
	株式会社北海道銀行	頭取 兼間 祐二	
	一般社団法人 北海道信用金庫協会	会長 遠藤 修一	
オブザーバー	北海道社会保険労務士会	会長 東海林 薫	
	北海道税理士会	会長 須藤 寿	
	中小企業庁 北海道よろず支援拠点	チーフコーディネーター 中野 貴英	
	北海道働き方改革推進センター	センター長 本間 創	
	独立行政法人 労働者健康安全機構 北海道産業保健総合支援センター	所長 森 満	

## 北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会 設置要綱

### (目的)

第1条 若者や女性、非正規雇用労働者をはじめとする北海道で働く全ての人々の労働環境や処遇の改善等に向け、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図ることが必要である。また「働き方改革」は我が国雇用の7割を担う中小企業・小規模事業者において着実に実施されることが必要である。

このため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」を改組し、中小企業・小規模事業者におけるこれらの取組が円滑に進むよう、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づき、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 推進協議会は、別紙のとおり、使用者団体、労働組合、金融機関、地方公共団体、国の各員をもって構成する。なお、必要に応じてオブザーバーを置くことができるものとする。

2. 推進協議会の座長は北海道労働局長とする。
3. 座長は、議事その他の会務を総括する。
4. 座長は、必要に応じ推進協議会を招集する。
5. 座長は、必要に応じ協議会構成員に所属する実務担当者による会議を招集する。

### (活動事項)

第3条 推進協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 長時間労働削減・年次有給休暇取得促進等の働き方の見直しに関すること
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善推進に関すること
- (3) 女性の活躍推進に関すること
- (4) 魅力ある雇用機会の創出に関すること
- (5) 中小企業・小規模事業者への支援に関すること
- (6) その他の第1条の目的に資する事項

### (事務局)

第4条 推進協議会の運営に関する事務は、北海道労働局が行うものとする。

### (その他)

第5条 これに定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

( 附 則 )

この規約は、平成27年12月24日から施行する。

この規約は、平成28年 8月10日から施行する。

この規約は、平成29年11月 8日から施行する。

この規約は、平成30年10月11日から施行する。

(別添)

**【送付先】メール：[01kokin@mhlw.go.jp](mailto:01kokin@mhlw.go.jp)**

(11月7日(火)17時までに御連絡願います。)

令和 年 月 日

北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会事務局 宛

## 協議会取材・傍聴申込書

所属メディア	
来局予定時刻	時 分頃
御氏名 ※希望される方全員 を記載してください。	(ふりがな) 【 記者・スチールカメラ・TVカメラ 】
※該当する区分に○ をしてください	(ふりがな) 【 記者・スチールカメラ・TVカメラ 】
	(ふりがな) 【 記者・スチールカメラ・TVカメラ 】
御連絡先 ※緊急時の連絡のみ に使用します	(携帯電話番号等)

※取材に当たっては、裏面の事項に留意願います。

担当：厚生労働省北海道労働局 雇用環境・均等部 企画課

課長補佐 工藤 (電話) 011-709-2311 (内線 3575)

(裏面)

「第10回北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」の  
取材時における留意事項

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 2 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人や企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください(個人や企業が特定できるものを撮影・録音してしまった場合については、消去または編集してください)。
- 3 カメラの位置などについては、労働局担当職員との調整をお願いします。
- 4 腕章などプレス関係者であることを明示するものの着用をお願いします。
- 5 来庁時の交通手段については、事前に労働局担当職員と調整してください。
- 6 発言の妨げにならないようご注意ください。
- 7 その他、労働局の職員の指示に従っていただくようお願いいたします。